平成２４年（フ）第１０８号
秋田市川元開和町13番36号　シャトーエンゼル103号
債務者　須藤　博文
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部
平成２４年（フ）第７号
秋田県能代市常盤字町辺118番地
債務者　岩尾　博樹
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
秋田地方裁判所能代支部
平成２４年（フ）第４１７号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区37棟408号
債務者　松島　彰三
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２４年（フ）第４１９号
千葉市中央区本町３丁目２番５号ストークマンション１Ｆ
債務者　長宝　昭治
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２４年（フ）第４２０号
千葉市中央区本町３丁目２番５号ストークマンション１Ｆ
債務者　長宝　恵子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２４年（フ）第４３３号
千葉県市原市南国分寺台２丁目５番地４　東山ハイツＢ棟
債務者　神宮路美紀
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２４年（フ）第６４号
長野県飯山市大字飯山269番地５　白雪荘203号
債務者　曽根田　孝（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係
平成２４年（フ）第１０号
長野県上田市下丸子528番地１、前住所長野県上田市上丸子1697番地19
債務者　成澤　直美
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
長野地方裁判所上田支部
平成２４年（フ）第３４号
埼玉県狭山市鵜ノ木11番10号　ハイツトノヤマＡ―102、前住所長野県上田市古安曽1680番地１　スカイハイツ104号
債務者　星　　裕子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
長野地方裁判所上田支部
平成２４年（フ）第３６号
長野県上田市上田2558番地４
債務者　冨山　敦子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
長野地方裁判所上田支部
平成２４年（フ）第３７号
長野県上田市武石下本入723番地９、住民票上の住所長野県北佐久郡立科町大字芦田5174番地５
債務者　鬼頭　英雄
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
長野地方裁判所上田支部
平成２４年（フ）第４９号
長野県上田市中丸子567番地２
債務者　鈴木　清子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
長野地方裁判所上田支部
平成２４年（フ）第５２号
長野県上田市上田301番地９
債務者　古平　英樹
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
長野地方裁判所上田支部
平成２４年（フ）第３６号
長野県諏訪市大字湖南3249番地１
債務者　花岡美佐子（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
長野地方裁判所諏訪支部
平成２４年（フ）第１３７号
岐阜市織田塚町１丁目９番地11ロアシス大富４ＦＡ号室
債務者　森川　高明
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
岐阜地方裁判所
平成２４年（フ）第１４７号
岐阜県本巣市上真桑2065番地５
債務者　藤谷　勝子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
岐阜地方裁判所
平成２４年（フ）第３４号
三重県名張市緑が丘西91番地
債務者　荻田　光義
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
津地方裁判所伊賀支部